

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 28 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730017

研究課題名(和文) 憲法学におけるデモクラシー観念の変容とその理論的背景

研究課題名(英文) Transformation of the concept of democracy in the theories of the constitutional law

研究代表者

林 知更 (Hayashi, Tomonobu)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：30292816

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツ憲法学を主たる分析対象として、憲法学において民主政をめぐる理論が近年どのように変容しつつあるのか、また学説史的な文脈の中におけるその意義は何なのかを検討した。とりわけ、ヨーロッパ統合やグローバル化、また行政組織の変容等の現代的諸現象が、憲法上の民主政理解に対していかなる課題を投げかけており、憲法学的な思考の伝統がいかなる反応を行おうとしているかを中心に考察した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed the transformation of the concept of democracy in German constitutional law in the last three decades and considered the significance of this new development against the background of its theoretical tradition.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：憲法 民主政 ドイツ

1. 研究開始当初の背景

(1) 憲法は、公権力による統治を法によって枠づけ、合理化するという目的に仕えるものである。この際に、19世紀以降の憲法学において、公権力の担い手として主に念頭に置かれてきたのは、国家の存在であったように思われる。主権的な存在としての国家がその領域内における始原的な公権力を独占するという建前を貫徹していくことが、近代法の形成にとって不可欠の柱を成した。憲法がこの国家の法的な構成と制限に関する法である限りで、学問としての憲法学はこの国家の観念を自らの体系の基軸とせざるをえない。今日でも憲法学の代表的な教科書が、イエリネック流の国家三要素説による国家の定義に見られるように、国家論をその冒頭に置いている点は、かような学問的伝統の端的な表現であると言うことができる。

ここでは、君主政や民主政といった国家形態をめぐる問いとは、この主権的な国家権力を誰が行使するかをめぐる問いに他ならない。これは、法学的国家論の完成期のドイツ実証主義国法学においては、「国家権力の担い手」や「最高機関」の所在の問題として主題化されてきた。かような観点からは民主政とは、国民(=有権者団)自身もしくはその代表機関が、国家の諸機関の中で最高機関としての地位を与えられた国家形態として観念されうることになる。

本研究は、かような民主政理解を、一種の「古典的」理解として研究の出発点に据える。20世紀以降、民主政に関わる様々な現実上の諸問題が意識されるようになる中で、かような「古典的」理解では上手く対応することのできない事態が生じている。現実の政治的発展が突き付ける問題を前にして、これまで憲法学がかような古い民主政理解をいかに変容させ、理論的な対応を図ってきたのか。これが本研究にとっての中心的な問いである。

(2) 第一に重要なのは、実際の民主的な意思形成過程が、上述の古典学説が想定するような公式の国家組織の内部に限定されない点である。世論や政党、利益団体など、国家外の政治的な要因が極めて重要な役割を果たすとすれば、現実の統治を理論的に把握し、その合理化を図る上で、憲法学は従来と異なる新たな理論的な道具立てを必要とすることになる。研究代表者の従来の研究の重点の一つはこの点に存し、これまで政党論を中心に研究成果を公表してきた。第二として、比較的近年になって強く意識されるに至っているのは、そもそも国家を基軸に民主政を考えることが果たして妥当なのかどうか、という問題である。かつて、

近代化がとりもなおさず主権国家への権力の集中を意味した時代と異なり、近時着目されるのは、統治の多層化・分散化という現象であるように思われる。国際化の進展により、条約や他国との協調による問題解決が必要な問題領域が増大する。欧州連合のような従来の国家モデルと異なる超国家組織がその政治的な重要性を増していく。国内では分権・自治の拡充が重要な政治的課題とされるようになる。民営化の進展は、私人の担う公的な機能を強く意識に上らせ、また例えば独立行政法人のような行政の組織形態の多様化は、ヒエラルキー的な統制を軸とした国家組織像に反省を迫る。これらに通底するのは、主権国家以外の、これから独立した多様なアクターが統治を分担したり公権力の行使を担うことによって、公法学が視野に入れるべき権力現象が多様化するという現象であるように思われる。従来民主政が、国民に対する国家の統治を、国民自身による統制と正統化に服させる意味を持ったとすれば、統治の担い手が分散し多様化する中で、国家への権力集中を当然の前提に据えた民主政理解は、公権力の統制という課題を前に限界を露呈せざるをえない。本研究が主に念頭に置く現代の問題状況は、従来民主政にとっての主要な舞台だった国家という政治的単位の自己完結性の動揺である。

(3) こうした問題は、ヨーロッパ、就中ドイツでは、既に様々な形で新たな検討が進められ、業績が公にされている。第一に、ヨーロッパ法はこの点で重要な問題領域である。EUレベルでの統治が重要性を増すほど、人々から遠く離れた政治的決定がいかに正統化されるのか、その民主的正統性の欠損を指摘する声も高まる。単一のヨーロッパ国民が存在せず、複数の諸国民から構成されるEUにおいて民主政はいかなる形で可能なのか、ここでは民主政理解のあり方が問われていると見ることもできる。第二に、行政法の領域でも、上記の行政組織の変容などとの関係で行政の民主的正統化をめぐる議論が蓄積されている。こうした状況の中、これら憲法、ヨーロッパ法、行政法、国際法の問題状況を広く視野に収めながら、民主政や権力分立のような伝統的な基礎概念を再定義する重要な理論的試みも登場しており、極めて注目される(最も代表的な例として Christoph Möllers, Gewaltengliederung, 2005 が挙げられる)。

これに対して日本の研究状況は、筆者の目から見て二つの点で克服すべき課題を抱えているように思われる。第一に、憲法、ヨーロッパ法、行政法といった各分野の独立性が強く、このため法分野を横断して上述の問題連関を広く視野に収めその意義を究明するには至っていない。とりわけ憲法は近年学界の研究関心が基本的人権の領域に傾斜する反面、上述の面では研究水準が十分に上がっていない憾みがある。第二に、各分野でそれ

ぞれ現代的な問題への取り組みが喫緊の課題とされる裏面として、上述のような理論的変動を長期的な歴史的文脈の上に位置づけ、その意義を距離を置いて測定する作業は、なお今後の研究に委ねられた部分が大いように思われる。

2. 研究の目的

以上の問題意識を背景として、本研究はこの点で最も議論の進んでいるドイツにおける議論を主たる対象に、憲法、ヨーロッパ法、行政法の領域における上述の現代的な理論動向を広く分析しつつ、これを19世紀から今日における憲法学上のデモクラシー観念の変遷過程の中に歴史的に定位することを試みる。これは、EUのような組織を欠いている点で問題状況を異にしつつも、同時に少なからぬ点で類似した現代的課題に直面している日本において、公権力の合理化と統制という憲法学の課題を考えていく上で、不可欠の基礎的作業をなすものと思われる。

かような研究は、研究代表者の研究史との関係では、最初の研究主題である政党民主政論を継承するものであると同時に、憲法学における国家論の役割の変容とその意義に関するこの数年の理論的・方法論的な研究（2007～10年にこの主題で若手研究Bに採択された）を、デモクラシー論という具体的な主題との関係で発展させるものでもある。筆者の従来の研究の現時点における集大成として考えている（なお現時点での見通しを示すスケッチとして参照、林知更「政治過程における自由と公共」阪口正二郎（編）『自由への問い3 公共性』岩波書店、2010年）。

研究内容は大きく二つに分けられる。第一に、ドイツの憲法・ヨーロッパ法・行政法において1990年代以降デモクラシーがどのように論じられてきたかを概観・分析する。ヨーロッパ法について筆者は既に類似の主題について学会報告を行っており、本研究では検討対象を拡大して理解の深化を目指す。国内法では、既にある程度筆者自身の研究の蓄積がある80年代までの憲法学の議論についての理解を基礎に、憲法と行政法の相互関係に焦点を当てて検討を加える。

第二に、ドイツ憲法学におけるデモクラシー観念の歴史の変遷のあり方を分析する。これは時代別にビスマルク帝国期、ワイマール共和国期、ドイツ連邦共和国期、に分けられる。筆者自身の研究の手薄なにつき、その前史との関係も重視しながら究明すること、かつて政党論との関係で研究したことのある、の時期についてもなどとの関係も視野に分析・検討を深め、本研究の問題意識の下で理解を練り直すことがここでの具体的課題である。

3. 研究の方法

本研究はドイツ憲法（+ヨーロッパ法と行政法）を対象とした学説史研究であり、このため関連文献の収集と読解・分析が主たる作業となる。補充的に、同時期のフランス憲法学の議論を参照することで、ドイツの議論の特質を浮かび上がらせる。加えて、理解の偏りを防ぐために、国内・国外の関連分野の研究者との討議・研究会・インタビューなどを行う。本研究の焦点は1990年代以降のドイツの憲法・ヨーロッパ法・行政法におけるデモクラシー論の展開が持つ意味に当てられているため、まず最初に集中的にこちらの主題について問題状況の概観と分析を行う。基礎的文献の収集に努めるとともに、ヨーロッパ統合と民主政、非ヒエラルキー的行政組織と民主政という二つを主要テーマとして、ドイツの研究状況の概観を試みる。次いで、かような近時の展開がいかなる歴史的意義を持つかについて検討を行う。

4. 研究成果

本研究では、主として以下の四つの点を明らかにすることができた。第一に、現在における民主政をめぐる問題状況の変化は、統治権力の多層性・分散性という問題とも密接に結びついており、この意味でとりわけこの多層的秩序と民主政の関係について検討する必要性が高い。こうした見地から本研究では、EU（後掲・論文）、連邦制（同）、地方自治（同）のそれぞれについて、学説史的な観点も踏まえつつ分析と考察を行った。EU統合をいかなる概念枠組みで捉えるかについて、ビスマルク帝国期の議論（連邦国家・国家連合の二分論）やワイマール期の連邦論がしばしば公法学において参照されるが、これらが有する学説史上の文脈を、特にワイマール期の新しい憲法学的潮流の持った意義に焦点を当てて検討したのが、論文である。こうした学説史的発展を前提としながら、ここ20年ほどのEUをめぐる議論で、いかなる新しいアプローチや端緒が登場しているのか、その意義は何なのかを検討しようとしたのが論文であり、かような検討から得られた知見を地方自治の問題に応用するべく、その最初の一步として試論的な考察を試みたのがである。ここで得られた知見を一言で言うなら、「民主的正統化の構造」という分析視角から見ることで、EU・連邦制・地方自治が相互に有する構造上の差異と共通性を浮かび上がらせることができる、というものである。

第二に、これら現代的諸問題を民主政原理との関係で議論できるようになった（とりわけドイツで議論の深化が見られる）背景には、実定憲法の理解ないし解釈の問題として、民主政原理から以前考えられていたよりも多くの規範的内容を導こうとする、判例・学説における解釈論の発展が存在している。換言すれば、民主政原理が種々の個別具体的問題

に規範的な統制を及ぼすことができるようになったからこそ、統治の多層化・多元化をめぐる現代的問題状況が憲法論のレベルに映し出されるのだと考えられる。このような民主政原理の発展がいかにして可能になり、いかなる歴史的意義を有するかを考えると、本研究課題にとって中心的な主題であると言える。論文は、これに関する3年間の研究の最終的なとりまとめとしての意味を有する論文である。議論をどのような角度から整理すべきか、いろいろな可能性が思い浮かんだが、ここでは80年代以降の発展を導いたベッケンフェルデの民主政論を直接的な対象として、彼の考えがそれ以前の長い理論的伝統とどういう関係に立ち、また最近10年ほどにおける新たな展開とどのような関係にあるかを分析することを通して、民主政観念の変容に関する歴史的視野からの考察を行っている。一言で言うならばかつて法治国家原理について生じたのと同様な、法学的に操作可能な形への形式化という作業が民主政原理について行われたのが、その後の発展への決定的な一歩としての意味を持つことになったのではないか、というのが本研究の結論である。

第三に、かような民主政原理の発展と、同じく民主政に関する他の憲法規範との関係とを主題化した。かような民主政原理の発展の原動力となったのが、ベッケンフェルデに代表される一元的な民主政理論であったのに対して、同じ民主政に関わる憲法規範でも、例えば政党条項の解釈に際しては、50年代末以来、より多元主義的な民主政像の方が有力である。換言すれば、個々の規範や問題の構造に応じて、論点ごとに民主政の異なる側面が解釈論を主導することになるのが、ここに見られる特徴だと考えられる。憲法解釈の函数としての憲法理論、という洞察が、民主政の領域でも裏づけることができるように思われる(以上、論文)。

第四に、従って以上の発展が日本の憲法学に対していかなる示唆を与えるかは、両義的であるように思われる。ドイツを題材とした分析が明らかにするのは、憲法がその規律範囲を拡大し、民主政についても様々な側面から規範的な統制を強めかつ多様化する中で、統治のあり方の変容が憲法学的な民主政論の主題とされていく、という現象である。これに対して、果たして憲法からそこまで広範な規範内容を導くべきなのか、憲法の支配の過剰は、まさに民主政の本性と緊張関係に立つのではないか、という原理的な疑問がここには浮かび上がる(ドイツでもこの点の問題意識が新しい議論動向の中に感じられるところである)。実際に、戦後日本ではドイツ連邦共和国ほどの憲法の拡大は生じていないし、違憲審査制の違いのため民主政に対する裁判的統制も弱いものにとどまっている。こうした与件の下で憲法の見地から民主政を論じることは、ドイツにおけるのとは異なる

アプローチを探ることを要求することになるとも考えられる。これについては、本研究ではその端緒を探る段階にとどまった(論文、)が、次の研究において更なる認識の深化を図りたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{ 雑誌論文 }(計 9 件)

林知更「憲法原理としての民主政—ドイツにおける発展を手がかりに」長谷部恭男、安西文雄、宍戸常寿、林知更(編)『高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相』(有斐閣、2013年)3-36頁。査読無し

林知更「憲法における自治と連邦」地方自治788号(平成25年7月号)(2013年)2-16頁。査読無し

林知更「議院内閣制—法と政治の間で」南野森(編)『憲法学の世界』(日本評論社、2013年)60-71頁。査読無し

林知更「文献ジャンルとしての憲政評論—高見勝利『政治の混迷と憲法—政権交代を読む』(岩波書店、2012年)を読んで」法律時報2013年5月号(2013年)79-85頁。査読無し

林知更「政党法制—または政治的法の諸原理について」論究ジュリスト5号(2013年)96-107頁。査読無し

林知更「議院内閣制の本質とその刷新」小山剛、駒村圭吾(編)『論点探究 憲法〔第2版〕』(弘文堂、2013年)300-313頁。査読無し

林知更「連邦と憲法理論—ワイマール憲法理論における連邦国家論の学説史的意義をめぐって・下」法律時報84巻6号=2012年6月号(2012年)66-74頁。査読無し

林知更「連邦と憲法理論—ワイマール憲法理論における連邦国家論の学説史的意義をめぐって・上」法律時報84巻5号=2012年5月号(2012年)99-105頁。査読無し

林知更「ドイツにおけるヨーロッパ憲法論—EUと憲法理論」中村民雄、山元一(編)『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』(信山社、2012年)177-207頁。査読無し

{ 学会発表 }(計 0 件)

{ 図書 }(計 0 件)

{ 産業財産権 }

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

{ その他 }

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林 知更 (HAYASHI, Tomonobu)

東京大学社会科学研究所准教授

研究者番号：30292816

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし